

神奈川県立さがみ緑風園身体拘束等適正化指針

1 身体拘束等^{*}の適正化に関する基本的考え方

(1) 理念

- ① 利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束等を安易に正当化することなく、職員全員が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束等をしないケアの実施に努める。
- ② 「身体拘束等の廃止」が最終目的ではなく「人としての尊厳」「自立支援」といった観点でとらえ、個別ケアを重視したサービス提供の質の向上をめざし、その結果として身体拘束等の廃止に繋げる。

(2) 基本方針

- ① 利用者の状態により、拘束以外の方法を検討し、拘束を必要としない支援を工夫することにより、拘束ゼロに向けて支援の向上に努める。
- ② 園内で行われている拘束については、常時その状況を把握し、各セクション等から報告を受け、必要性の有無について検討し拘束がゼロとなるように努める。

2 身体的拘束等適正化のための体制

(1) 人権擁護・虐待防止委員会の設置

利用者の人権擁護及び虐待の防止について、課題の確認と対応を検討し、人権を尊重した利用者本位のサービスの実現を図ることを目的として人権擁護・虐待防止委員会を設置する。

(2) 身体拘束判定会議の設置

当園利用者の身体拘束実施の適否及び身体拘束を必要としない支援について協議、決定を行うことを目的として身体拘束判定会議を設置する。

^{*}身体拘束等：身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為のこと

3 身体拘束適等適正化のための職員研修について

身体拘束等の適正化及び人権擁護並びに虐待の防止を図るために人権擁護・虐待防止委員会を中心として、次の研修を実施する。

- ・定期的な虐待防止・身体拘束等防止研修
- ・新採用・転入職員を対象とした、人権を尊重したケアの実施を目的とする研修
- ・その他必要な教育・職員の資質向上のための研修

4 身体拘束等の実施に係る報告

身体拘束等を行った場合の実施状況について、年2回人権擁護・虐待防止委員会及び園運営会議に報告しなければならない。(身体拘束取扱要領8条)報告は「身体拘束実施状況報告書」(要領様式6)をもって行う。

5 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件を全て満たした上で、以下の手続きをとる。

(1) カンファレンスの実施

標記3要件を確認のうえ、拘束を要する利用者の状態、拘束の方法、経過観察の方法等について、実施の際に在席するホーム職員(上席者含む)、看護師、日直や夜勤統括等の最上席者により協議を行う。

協議結果は該当ホーム職員が「身体拘束の実施について(緊急時)」(要領様式2)に取りまとめる。協議結果については、拘束を実施する利用者が属するホームの所管課長又はホーム長に速やかに報告する。

(2) 利用者本人や家族に対する説明

早急に後見人又は親族に連絡を取り、了解を得る。連絡が取れない場合は、実施後速やかに連絡し、了解を得る。

(3) 報告

実施後、速やかに園長に報告するとともに、継続して拘束が必要となる場合は、直近及び臨時の身体拘束判定会議において手続き(身体拘束取扱要領第5条)を行う。

(4) 記録と再検討

身体拘束を行った場合には、ケース記録に記載する。ただし、「身体拘束実施記録(要領様式7)」をもって代替することができる。また、拘束を行った場合は、拘束にいたる経過、拘束中及び拘束解除後の本人の状況等を記録する。記録は5年間保存する。(身体拘束取扱要領第7条)

身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法については随時検討する。

(5) 拘束の解除

本人の状況の変化や支援の改善等により拘束が不要となった場合には、速やかに拘束を解除する。拘束の解除に当たっては、身体拘束判定会議において検討する。(身体拘束取扱要領第5条第5項)

6 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は書面として備え置き、利用者または利用者家族等関係者からの求めに応じ、閲覧に供するものとする。

7 その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

当園職員対象の研修以外にも地域の他法人、施設等に対しても、公開講座を開催する等により、互いに研鑽を深め、身体的拘束等の適正化が地域において、より深まっていくよう努めていく。